

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第72号	
事故等名	乗揚	
発生日時	平成21年2月7日 12時50分ごろ	
発生場所	島根県益田市持石海岸沖 魚待鼻灯台から真方位229° 7.0海里付近（概位 北緯34° 40.7′ 東経131° 45.4′）	
事故等調査の経過	平成21年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 哲勝丸、1.3トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 SN3-16517（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 推進器翼及び推進器軸曲損等</p>	
事故等の経過	本船は、船長が単独で乗り組み、船首約0.2m、船尾約1.0mの喫水で、ふぐ1本釣りのため、持石海岸沖に設置された人工リーフ（潜堤）付近の釣場に錨泊後、間もなく風で船体が振れ回り、平成21年2月7日12時50分ごろ、同リーフに乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、持石海岸沖の人工リーフ付近で錨泊して釣りをを行った際、錨泊場所と人工リーフの距離が十分でなかったため、船体が振れ回って人工リーフに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が持石海岸沖の人工リーフ付近で錨泊して釣りをを行った際、錨泊場所と人工リーフの距離が十分でなかったため、船体が振れ回って人工リーフに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	